

第3学年1組 社会科学習指導案

場所 3年1組教室 指導者 堀田 実里

1 単元名 裁判官はあなた！～さまざまな立場から考える裁判の意義～（6時間完了）

2 目標

- ・裁判の仕組みや裁判が人々の権利を守るものであることを理解することができる。（知識・技能）
- ・裁判の判決についてさまざまな立場から自分の意見を考え、表現することができる。（思考・判断・表現）
- ・裁判を通して、自分の意見を持ち、追究しようとするすることができる。（主体的に学習に取り組む態度）

3 『本単元』における学びをたのしむ生徒の姿について

本単元における学ぶたのしさは、弁護士、検察官、裁判官の三つの立場から、事件の量刑や処分を考えていく活動を通して生まれると考える。そこで、さまざまな事件を紹介し、「なぜ量刑に違いがあるのか」という疑問から、裁判について学びたいという意欲を高めたい。学びの過程では、裁判に関わる人についての学びをもとに、事件の判決を仲間と共に考え、自分なりに判決する姿に期待したい。振り返りの活動では、裁判所が私たちの生活の中で、どのような役割を担っているかを考え、社会の仕組みを理解し、自分の身の回りの生活により関心をもつ姿を願う。

4 単元構想

展開	生徒の好奇心を引き出していくための単元構想の工夫 手だて①	学習課題と予想する生徒の姿			学習課題	予想する生徒の姿
出会う	さまざまな事件を比較することで、量刑の違いに気づき、量刑を決める裁判所の役割について追究したいという意欲をを高めていく。	同じような犯罪でも量刑が違うのはなぜだろう。（1時間）			何回も同じ犯罪をしたら罪は重くなると思う。	計画性があると罪が重くなると思う。 未成年は同じ犯罪でも罪にならないと聞いたよ。
深める	実際に裁判に関わる人の話を聞くことで、量刑を考えることの重みや人権を守る裁判所の役割を実感させる。	裁判に関わる人たちは、どうやって量刑を決めるのかな。			裁判に関わる人たちはどうやって量刑を決めているのだろうか。（3時間）	
		裁判に関わる人たちの仕事について調べてみたいな。			検察官 ・検察官はその人の罪に見合った刑罰を決める人だね。 ・刑罰を決めるために、警察と協力して慎重に事件を捜査しているみたいだよ。 ・証拠が不十分な場合は、起訴しないみたいだよ。	弁護士 ・弁護士は法律を使って問題解決をしてくれる人だね。 ・裁判だけでなく、法律の相談にも乗ってくれるみたいだよ。 ・人権を守ることが使命なんだね。
		裁判官 ・裁判官は中立な立場で公正に事件を判断する人だね。 ・公正に裁判が行われるように身分が保証されているみたいだよ。			・裁判に関わる人たちは、人権を守るために慎重に事件を調べて、公正に判断して量刑を決めているね。 ・量刑を考えているときに大切にしていることがわかったから、自分でも裁判をしてみたいな。	
活用する	前時までに学んだ判決を決める上で大切にしたいことを意識して実際の裁判所のように判決を考えることで、課題を追究したいという意欲を高める。	事件の判決を考えてみよう。（1時間）			検察官寄りの考え ・現場に落ちていた物は、被告人の持ち物と一緒にだよ。 ・被告人は計画性をもって事件を起こしているから罪になると思うよ。 ・同じような事件の判例から見ても、懲役10年の実刑になるのではないかな。	弁護士寄りの考え ・現場に落ちていたものと被告人の持ち物は、同じものとは限らないよ。 ・被告人は実行役で、犯罪に巻き込まれたただだよ。 ・証拠不十分で無罪になると思うよ。
		判例や前科があるかどうかを考えて、公正に判決を出したよ。他の事件ではどんな判決になるのかな。			18歳、19歳（特定少年）の事件はどのような判決になるのかな。（1時間）	
	前時で扱った事件と「年齢」「家庭環境」など条件を変えて判決を考えることで、さらに課題を追究したいという意欲を高める。	検察官寄りの考え ・重大な事件なので、大人と同じように懲役刑でよいと思う。 ・成人なのだから、責任を取るべき。 ・被害者の気持ちを考えても、大人と量刑の差をつけるべきではないと思う。			弁護士寄りの考え ・被告人の育った環境からも、保護観察処分がいいと思うよ。 ・少年院で自分の罪を反省させる方が未来につながるかもしれないよ。 ・子どもの権利条約から考えても懲役刑は重たいと思うよ。	・判例や前科だけでなく、被告人の育った環境や背景なども考えて、判決を出す必要があることが分かった。 ・裁判所は被告人や被害者など、事件に関わるすべての人の人権を守っている存在だね。